

歯科〈その1〉 新点数 Q&A

◆厚労省2020年3月31日付 疑義解釈(その1)より抜粋◆

〈初診料の注1〉

Q1 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修について、どのような内容の研修を実施すべきか。

A1 院内感染防止対策については、標準予防策、医療機器の洗浄・消毒・滅菌、感染性廃棄物の処理等が考えられるが、各保険医療機関の実情に応じて、実施されたい。

Q2 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修について、様式2の7「4 当該保険医療機関における院内研修の実施状況」の内容について、毎回の研修においてすべて網羅していなければならないのか。

A2 様式2の7「4 当該保険医療機関における院内研修の実施状況」の内容は例示であり、各保険医療機関の実情に応じて、研修内容を決定していただきたい。

Q3 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修の講師は管理者等が実施するものでよいか。

A3 そのとおり。

Q4 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修について、医療関係団体等が主催する研修(通信によるものを含む)に変えても差し支えないか。

A4 差し支えない。

〈歯科疾患管理料〉

Q5 歯科疾患管理料の「注1」において「1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、」として「継続的な」が削除されたが、歯冠補綴物の脱離に対する再装着を行い初診日で治療が完結する等、継続的な管理を行わない場合についても算定できるのか。

A5 留意事項通知のとおり、「継続的な管理を必要とする歯科疾患を有する患者(有床義歯に係る治療のみを行う患者を除く)」が対象であり、従前のとおり。

Q6 歯科疾患管理料の長期管理加算について、歯科疾患管理料を算定する月ごとに算定できるか。

A6 算定できる。

Q7 歯科疾患管理料の長期管理加算について、初診日の属する月から起算して6月を超えた時点から、必要があって歯科疾患管理料による医学管理を開始した場合に当該加算を併せて算定できるか。

A7 算定できる。

〈小児口腔機能管理料、 口腔機能管理料〉

Q8 留意事項通知の「当該管理計画に係る情報を文書により提供し、提供した文書の写しを診療録に添付する」について、同月に歯科疾患管理料および文書提供加算を算定している場合において、口腔機能管理を含めた文書提供を行っている場合に、要件を満たすものと見なして差し支えないか。

A8 歯科疾患管理料の提供文書に、口腔機能管理に係る必要な情報

が含まれる場合は差し支えない。

〈歯科特定疾患療養管理料〉

Q9 歯科特定疾患療養管理料の対象疾患として三叉神経ニューロパチーが追加されたが、精密触覚機能検査を実施した患者が対象となるか。

A9 精密触覚機能検査等により歯科医学的に三叉神経ニューロパチーと診断された患者が対象である。

Q10 歯科特定疾患療養管理料による管理を行っている患者であって、口腔機能低下症または口腔機能発達不全症が疑われるものに対して、診断を目的として咀嚼能力検査、咬合圧検査または舌圧検査を行った場合に算定できるか。

A10 算定できる。

〈歯周病検査〉

Q11 「歯肉の発赤・腫脹の状態および歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない」とあるが、この場合において、歯周病検査の費用は別に算定できるのか。

A11 算定できない。

Q12 「歯肉の発赤・腫脹の状態および歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない」とあるが、この場合において、スケーリング・ルートプレーニングも対象となるか。

A12 スケーリングに限る。ただしスケーリング終了後、歯周病検査を実施した場合はその限りではない。

〈小児口唇閉鎖力検査〉

Q13 「小児口唇閉鎖力検査とは、口唇閉鎖力測定器を用いて、口唇閉鎖力を測定する検査をいう」とあるが、口唇閉鎖力測定器とは具体的にどのようなものが該当するのか。

A13 医療機器の一般的名称が「歯科用口唇筋力固定装置」であって、添付文書(または取扱説明書)の使用目的上、口唇閉鎖力を測定する装置であることが記載されている装置が該当する。

〈睡眠時歯科筋電図検査〉

Q14 「検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」(令和2年3月日本歯科医学会)を遵守すること」とあるが、当該検査の結果が経過観察に該当する場合において、口腔内装置の歯ぎしりに対する口腔内装置を製作した際の費用は算定できるか。

A14 算定できない。

Q15 「夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定した場合に、一連につき1回に限り算定する。」とあるが、一連につきとはどのように取り扱うのか。

A15 当該検査にあたって、診断を目的として必要に応じて複数回の検査を実施する場合は一連として取り扱う。

〈象牙質レジンコーティング〉

Q16 象牙質レジンコーティングに

「歯科診療報酬2020年改定の要点と解説」正誤表

2020年4月6日現在

	誤	正
P24改定の要点7の(5)	支台築造印象が4点	支台築造印象が2点
P51新製有床義歯管理料 解説3	義歯装着の場合の有床義歯咀嚼機能検査(咀嚼機能)も、9歯以上の局部義歯	義歯装着の場合の有床義歯咀嚼機能検査(咀嚼機能)も、 <u>総義歯</u> 、9歯以上の局部義歯

ついて、歯冠修復物が脱離し、再装着を行う場合に算定してよいか。

A16 生活歯歯冠形成を行った場合に算定できるものであり、算定できない。

Q17 象牙質レジンコーティングの「注」に「当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から装着までの一連の行為につき1回に限り算定する」とあるが、いつ行えばよいのか。

A17 歯冠形成直後に行うのが望ましい。

Q18 象牙質レジンコーティングの留意事項に「歯科用シーリング・コーティング材を用いてコーティング処置を行った場合に、1歯につき1回に限り算定する」とあるが、具体的にどのようなものが該当するのか。

A18 医療機器の一般的名称が「歯科用シーリング・コーティング材」であって、添付文書(または取扱説明書)の使用目的上、象牙細管の封鎖が可能であることが記載されているものが該当する。

Q19 象牙質レジンコーティングについて、補綴物に対する歯冠形成から装着までの治療期間中に知覚過敏処置を行い、後日同一歯に対して、当該期間中に象牙質レジンコーティングを行った場合、算定できるか。

A19 算定できない。

〈歯周病重症化予防治療〉

Q20 歯周病重症化予防治療の留意事項通知(6)について、「2回目の歯周病検査の結果」とあるが、2回目の歯周病検査終了後再スケーリングを行っていた場合であって、3回目以降の再評価のための歯周病検査を行い、歯周病重症化予防治療を開始した場合は同様の取り扱いになるのか。

A20 そのとおり。

Q21 留意事項通知(1)について、「歯周病検査の結果、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者」とあるが、歯周病検査の「歯周基本検査」または「歯周精密検査」を行った患者が対象と考えてよいか。

A21 そのとおり。

〈根管内異物除去〉

Q22 根管内異物除去の手術用顕微鏡加算について、「なお、歯根の長さの根尖側2分の1以内に達しない残留異物を除去した場合は算定できない」とあるが、残留異物の一部が

歯根の長さの根尖側2分の1以内に達している場合は算定できるか。

A22 算定できる。

〈非経口摂取患者口腔粘膜処置〉

Q23 非経口摂取患者口腔粘膜処置の留意事項(1)について、「口腔の剥離上皮膜の除去を行った場合」とあるが、具体的にどのような処置を行った場合に算定できるのか。

A23 経管栄養等を必要とする患者の剥離上皮膜(剥離した口腔粘膜上皮と唾液、炎症性細胞や細菌の集積からなるもの)の除去を行った場合に算定できる。単なる日常的口腔清掃のみ行った場合は算定できない。

Q24 留意事項(1)について、「口腔の剥離上皮膜の除去を行った場合」とあるが、当該処置を算定する場合の診療報酬明細書の「傷病名部位」欄の傷病名は「口腔剥離上皮膜」と記載するのか。

A24 そのとおり。

〈広範囲顎骨支持型装置埋入手術〉

Q25 新設された「6歯以上の先天性部分無歯症又は3歯以上の前歯永久歯萌出不全(埋伏歯開窓術を必要とするものに限る)」について、歯科矯正に係る保険診療を行った患者が対象となるのか。

A25 そのとおり。

〈充 填〉

Q26 充填の留意事項通知(8)について、ファイバーポストを用いた場合、特定保険医療材料は別に算定できるか。

A26 算定できる。なお、ファイバーポストの特定保険医療材料は1歯あたり1本に限り算定できる。

〈特定保険医療材料〉

Q27 特定保険医療材料の機能区分の見直しにおいて、「CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を大白歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称およびロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(診療録に貼付する等)」とされたところ、既に流通している従前のCAD/CAM冠用材料(Ⅱ)のロット番号等を記載した文書(シール等)を、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)のものとして扱ってよいか。

A27 差し支えない。

改定特集ページをご利用ください



兵庫県保険医協会ホームページの右側「診療報酬・介護報酬改定特集」のバナーをクリック！

兵庫県保険医協会 検索

URL : <http://www.hhk.jp/kaitei2018/>

料など最新情報を随時掲載しています